#### 消火器具設置に係る審査基準2

消火器具設置に係る審査基準1(令和3年8月1日施行。以下「基準1」という。)に規定されないもので、消火器具の指導基準を次のように定める。なお、この基準で使用される用語は、基準1に準ずる。

### 1 液化石油ガス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 419 号)第2条第1項に規定する液化石油ガスの貯蔵設備を設置した場合は、次により消火器具を設置するよう指導する。(液化石油ガス保安規則関係例示基準より準用)

なお、液化石油ガスの貯蔵設備付近に基準1及びこの基準で他に審査した消 火器具が設置されていても、双方に係る消火器具の付加設置減免は行わない。

(1) 設置消火器具

粉末消火器 10 型とする。

- (2) 設置単位
  - (ア) 貯蔵能力が 1000kg 以上 3000kg 未満の貯蔵設備を設置している場合、 貯蔵能力 1000kg につき消火器具1本以上を設置すること。
  - (イ) 貯蔵能力が 300kg 以上 1000kg 未満の貯蔵設備を設置している場合、消 火器具1本を設置すること。

## 2 露店等

条例第45条第7号に規定する露店等(対象火気器具等を使用する場合に限る。 以下単に「露店」という。)を開設した場合は、次により消火器具の設置を指導 すること。

なお、露店付近に基準1及びこの基準で他に審査した消火器具が設置されていても、双方に係る消火器具の付加設置減免は行わない。

#### (1) 設置消火器具

露店に設置する消火器具は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39年自治省令第 27 号) 第 1 条の 2 第 1 号に規定する消火器で、国家検定合格証(図 1) が付されている消火器を指導する。

(図1)



#### (2) 設置単位

設置する消火器具の設置単位は次のとおりとする。

(ア) 1露店(テント1張りを共同で複数使用する場合も1露店とみなす。)

につき1本の消火器具の設置を指導する。屋内で露店を開設する場合も 1 露店(店舗の境が明確に無い場合は、対象火気器具等1機につき1露 店とする。)につき1本の消火器具設置を指導する。

- (イ) 発電機のみ使用する露店も消火器具の設置を指導する。
- (ウ) 1露店で発電機と火気使用器具を使用する場合は、1の消火器具から歩行距離20mで発電機と火気使用器具が包含できていれば、消火器具の付加設置は必要ないものとする。(発電機や火気使用器具が複数であっても同様)
- (エ) 複数の露店が共有して発電機を使用している場合でも、1露店の消火 器具から歩行距離20mで共有する発電機と当該露店の火気使用器具が包 含できていれば、消火器具の付加設置は必要ないものとする。

# (3) 注意事項

露店の検査では、消火器具未設置の露店や消火器具に不備のある露店が多いことから、消火器具設置の指導は、露店等の開設届出書が提出された時に確実に指導すること。

附則

1 この基準は令和3年8月1日から施行する。